



神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～

神奈川県は、誰もが障がい者一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを尊重し、その人らしく暮らせる社会環境を整備することにより、「当事者目線の障がい福祉」を実現するため、令和4年10月21日に条例を公布しました。今後、県民、市町村、関係団体などが一体となって、「当事者目線の障がい福祉」を推進し、「ともに生きる社会かながわ」を目指していきます。

1 目的 (第1条)

当事者目線の障がい福祉の推進を図り、もって、障がい者が差別や虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障がい者のみならず、誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的としています。

2 基本理念 (第3条)

全ての県民が等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができること、障がい者本人が希望する場所で、自分らしい暮らしができることなど、基本理念を定めています。

3 県、県民、事業者及び障がい福祉サービス提供事業者の責務 (第4条～第7条)

当事者目線の障がい福祉の推進のための県、県民、事業者及び障がい福祉サービス提供事業者の責務について定めています。

4 基本計画の策定 (第8条、第9条)

当事者目線の障がい福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画を策定します。

5 意思決定支援の推進 (第10条)

障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めらなければなりません。また、県は、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言、障がい福祉サービス提供事業者に対する研修を行います。

6 障がい者の権利擁護、差別、虐待等の禁止 (第11条、第12条)

すべての人は、障がい者に対し、障がいを理由とする差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしてはなりません。

7 障がい者を理由とする差別に関する相談、助言等（第13条）

県は、障がい者を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、相談体制その他必要な体制を整備します。

8 社会的障壁の除去（第14条）

県及び事業者は、障がい者から社会的障壁の除去が必要としている旨の意思の表明がない場合においても、負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めます。

9 虐待等の防止、早期発見等（第15条、第16条）

県は、市町村その他の関係機関と連携し、障がい者に対する虐待等の防止に関し、障がい福祉サービス提供事業者への啓発及び研修を行います。また、障がい者に対する虐待に係る通報に関する普及啓発を行い、早期発見及び早期対応のための体制を整備します。

10 障がい者の家族等に対する支援（第17条）

県は、障がい者の家族等の日常生活における不安の軽減を図るため、障がい者の家族等に対し、情報の提供、相談の実施、助言その他の必要な支援を行います。

11 障がい者の政策立案過程への参加等（第18条、第19条）

県は、障がい者の福祉に係る政策立案に関する会議への障がい者の参加を促進するとともに、障がい者主体の活動の推進に努めます。

12 人材の確保、育成等（第26条）

県は、障がい者の福祉に係る事業に従事する人材の確保、育成を図るため、情報提供、研修などを行うとともに、職場への定着を図るための措置を講じるとともに、県民等に、障がい者の福祉に係る活動や仕事への関心を深めるための広報等を行います。

13 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行します。



ともに生きる社会
かながわ憲章
KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あなただけの心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、勇気よく取り組めます

ともに生きる 